



平成30年5月11日

各 位

会社名 株式会社カナデン  
代表者名 代表取締役社長 本橋 伸幸  
(コード番号 8081 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 黒田 暢彦  
(TEL 03 - 3433 - 1211)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、以下の通りの譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月20日開催予定の当社第168回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであり、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額3億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度の導入に伴い、新たに本制度に係る報酬枠（年額50百万円以内）を設定することにつきまして、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

取締役に対して支給される報酬総額は、年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100千株以内といたします。（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち取締役会が定める期間としております。対象取締役への具

体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 中期経営計画に定める経営目標数値が達成されなかった場合等、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上